

09 日知理第 90 号

2010 年3月1日

環境省自然環境局自然環境計画課
生物多様性地球戦略企画室 御中

日本知的財産協会
理事長 萩原 恒昭

生物多様性条約(CBD)に関する基本姿勢について

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当協会は、1938 年に日本において設立された民間の知的財産制度に関するユーザー団体で、日本の主要企業 900 社超を正会員としており、国内外における知的財産制度、その運用の改善について、適宜、意見・提言などを関係先に提出いたしております。

さて、本年 10 月に名古屋において開催されます、第 10 回 CBD 締約国会合(COP10)において議論されることになっております「遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS)に関する国際的取組」については、特に知的財産の取り扱いを絡めた議論が予想されることから、当協会として大きな関心を抱いております。

つきましては、COP10 に向けての当協会の基本姿勢を添付のとおり取り纏めましたので、議長国としての日本政府の対処方針策定に当たって、ご配慮いただきますようお願い申し上げます。

敬具

添付書類

1. 生物多様性条約(CBD)に関する基本姿勢

2010年3月1日

生物多様性条約（CBD）に関する基本姿勢

日本知的財産協会*

我が国は、技術立国並びに知財立国を標榜しています。これはとりもなおさず、我が国のあくなき探究心並びに卓越した技術力をもって研究開発を行うことによって、人類の生活環境を豊かにする、あるいは人類の持続的発展を保証するものの創造をもって、世界への貢献と同時に富の還流を図り、我が国を豊かにしようとするものです。

したがって、我が国の得意とする研究開発が何らの制約を受けることなく自由闊達に行われる体制・環境を世界的規模で確保することが肝要となります。

これを生物多様性条約との関連で見たとき、資源の少ない我が国としては、基礎研究の基となるもの、これから新たに発見されたものの応用研究に必要な原材料を海外に求めざるを得ず、これらの確保がスムーズになるようなインフラストラクチャーの整備も重要な事項であります。

また、「自由闊達に行われる体制・環境の確保」とは、自己中心的に研究開発できる体制を構築することに止まらず、当然に、地球的問題、国際的問題も配慮することが大切であり、その意味では国際的枠組みの中で最大限の自由を求めることを意味します。

知的財産権は、上記自由が確保された場において相応の研究開発投資の末に生み出される研究の成果物であり、これに対する優越的地位が確保されなければ、企業活動は成り立ちません。

先進国が途上国の資源・環境に留意し尊重することは重要です。その一方で、途上国においても、先進国で生み出される研究成果、これが人類、地球に与える恩恵を評価、尊重することが重要であり、相互に敬意を払う土壌が整備されなければ経済秩序は成り立ちません。

ところで、2010年10月18～29日に名古屋において第10回CBD締約国会合（COP10）が開催される予定となっております。当協会は、本会合が成功裏に終わるよう議長国としての日本政府の努力に期待しておりますが、特に「遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）に関する国際的取組」に関しては、技術立国、知財立国の観点、また遺伝資源問題の直接的影響を受ける製薬・農薬・化学等の産業だけでなく、生物資源を利用する他の産業への影響拡大の惧れの観点について、議長国としての対処方針を決める際にご配慮いただければありがたく存じます。

意見と要望：

以下に述べる観点から、ABS に関する討議においては、「新たな国際的枠組を遡及適用しないこと」、並びに「ボンガイドラインの限度において枠組みを構築すること」を希望します。

すなわち、一部の国がすでに自国の特許法の規定として取り入れている、法的拘束力のある“特許出願への遺伝資源出所開示義務”、“同開示義務違反に対する制裁”を CBD の枠組みに取り入れることは、ひとつは特許制度に要求されている本質的な要件とはかけ離れた異質の要件を持ち込むことであり、ひとつは権利が後日取り消される惧れの増大をもたらし、特許の地位に対して重大な不安定性をもたらすこととなります。

また、特許制度は企業の研究開発の促進、より良い製品の製造販売を支える大切な制度であり、産業振興施策のための重要なインフラストラクチャーです。権利の安定性が担保されていればこそ機能する制度でもあります。従来からの枠組みを堅持することなく、これと異なる制度を移植することは、イノベーション創出のインセンティブとして働く特許制度に悪影響を与えると共に、イノベーション創出にも悪影響を与え兼ねません。

ボンガイドラインに示されている如く、出所開示に関する努力義務程度であれば権利に変動を与えることにはなりません。遺伝資源の定義や適用に関する境界が定かでない状況で出所開示が義務付けられると、知財立国の基礎に重大な混乱を生ずる可能性があるため、産業界としてはその影響が懸念されます。

いずれにしても、知的財産に関する事項は WIPO において議論されるべきであり、ABS に関する討議の場において議論されるべきではないと考えます。

また、ABS の対象は、CBD に規定された遺伝資源の直接的な利用の範囲内であるべきで、遺伝資源の改変体やツールとして利用して得られたものをさらに改良させたもの等、二次的、三次的な関係の派生物や製品までも対象とすることは、その確定が困難であるために、生み出された技術の地位を不安定化し、ひいては自由な研究開発や技術の持続的な発展への意欲を阻害し兼ねません。さらに、ABS 対象物の際限ない拡大は、遺伝資源が直接的に関与する産業だけでなく、広範な応用分野の産業にも影響を及ぼすこととなるうえ、利益配分の対象が増え、結果的に製品・サービスの販売価格にこの増えた利益配分が上乘せされ、実質的には消費者、ユーザーの負担増となることを懸念いたします。

以上

*) 日本知的財産協会 : 1938 年に日本において設立された民間の (業種横断的な) 知的財産制度に関するユーザー団体で、日本の主要企業 900 社超を正会員としており、国内外における知的財産制度、その運用の改善について、適宜意見、提言などを関係先に提出しております。

お問合せ先 :

日本知的財産協会

事務局長 土井 英男

TEL : 03-5205-3432

E-mailアドレス : doi@jipa.or.jp

東京都千代田区大手町 2-6-1

朝日生命大手町ビル 18 階

ご関心をお持ちの方は「知財管理」2010年9月号掲載「知的財産Q&A : No.130 COP10: 遺伝資源へのアクセス及び利益配分 (ABS) 問題と知財制度への影響」もご覧下さい。